

入札説明書

委託業務名	令和 8 年度佐賀県原子力防災研修業務委託
履行期間	契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで
履行場所	佐賀市、唐津市
業務内容	別添仕様書のとおり
説明会	実施しない
参加資格確認 申請書提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）16 時まで
仕様書等への 質問書提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）16 時まで
入札書提出期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）10 時必着（郵送のみ）
開札日時	令和 8 年 5 月 22 日（金）11 時～

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公告で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 入札参加資格確認申請書（様式 1） 1 部
- イ 営業概要書（様式 2） 1 部
- ウ 同種、同規模の履行実績調書（様式 3） 1 部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式 4 に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

3 入札について

(1) 入札方法に関する事項

- ア 入札は、別に定める入札書（別紙様式 5）により、本人又はその代理人が行うものとする、ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（別紙様式 6）を提出するものとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(2) 開札に関する事項

開札は当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(3) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に県に確認すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において3の(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のない者

シ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足するも者

ス アからシまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

4 落札者決定の方法

(1) 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(3) 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

5 契約書について

- (1) 落札者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。なお、日数は、休日（土・日、国民の祝日、年末年始、4月30日から5月2日、8月13日から8月15日）を含まない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

6 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本入札の参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本入札の質問は、8の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

7 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 入札保証金
公告に記載のとおり
- (3) 契約保証金
公告に記載のとおり

8 問い合わせ

- (1) 担 当 課 佐賀県政策部危機管理・報道局 危機管理防災課
原子力災害対策担当
- (2) 住 所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
- (3) 電 話 番 号 0952-25-7362
- (4) ファックス番号 0952-25-7262
- (5) メールアドレス kikikanribousai@pref.saga.lg.jp